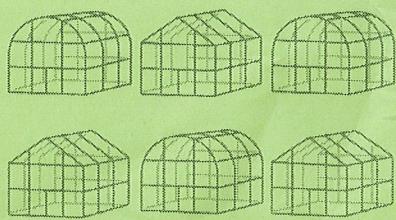


農業用の資産には税金がかかります



皆さんが税務署へ所得税（法人税）の申告をする際には、必要経費としてビニールハウスやトラクタ、田植機、耕運機、運搬車、保冷庫などといった農業用の資産を計上されていると思います。

この農業用の資産に、固定資産税や軽自動車税がかかるご存知ですか？

固定資産税

固定資産税の課税対象には、「土地」「家屋」「償却資産」の3つがあります。

「償却資産」を簡単に説明すると、「土地・家屋以外の事業用の資産で、自動車税・軽自動車税のかかるものを除いたもの」となります。

言い換えると、土地・建物以外の農業用の資産で、ビニールハウスや自走式の耕運機・噴霧器などが例に挙げられます。

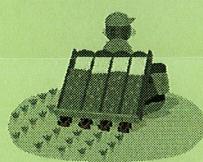
この農業用の資産は、過去に「農業ハウス課税」について新聞報道でも取り上げられたので、ご記憶にある方もいらっしゃるかもしれません。

償却資産には土地や家屋のように登記制度がありません。そのため、償却資産の所有者には、地方税法により申告の義務が課せられており、その申告をもとに課税される仕組みとなっています。

償却資産については、次ページ以降にQ&A形式にて詳細を解説しておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。



軽自動車税



軽自動車税の課税対象には、大きく分けて「軽自動車」「小型特殊自動車」があり、軽トラックは「軽自動車」、乗用型の農耕トラクタやコンバイン・田植機などは農耕作業用の「小型特殊自動車」に分類されます。



軽自動車税は車両を所有していることに対して課税されるものなので、公道の走行の有無に関わらず、ナンバープレートが付いていない車両を所有している方は申告が必要となります。



また、小型特殊自動車を買い換え、廃車する場合も申告が必要です。

適正な課税のため、高知市内に農業用の資産をお持ちの方は申告をお願いします。

高知市役所 資産税課 償却資産係

823-9424

市民税課 第三市民税係（軽自動車税）

823-9423